

出産育児一時金の速やかな拡充を求める件

出産育児一時金制度は、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険や国民健康保険などの被保険者等に一定の金額を支給するものであり、その支給額については、出産に要すべき実勢価格を反映してこれまで国が段階的に見直しを行ってきました。平成 21 年 10 月には当面 2 年間の暫定措置として 42 万円に引き上げ、さらにその後の見直しにより平成 23 年 4 月以降も支給額を 42 万円のまま継続することとしたところです。

しかしながら、平成 22 年度に厚生労働省は全国の出産費用を調査しており、出産費用の全国平均が既に 47 万 3,626 円と出産育児一時金の支給額を上回っている状況を把握しているにも関わらず、その後は増額改善が示されることのないまま現在に至っています。特に宮城県における出産費用は、平均 50 万 5,060 円と全国平均と比べ高い水準にあります。

今後ますます少子高齢化が進展する状況を鑑みれば、出産費用は多額の自己負担のないようにすべきであり、出産育児一時金など出産に関わる支援策を拡充することは、まさに喫緊の課題です。

つきましては、国会及び政府におかれましては、速やかに出産育児一時金の支給額を現状に見合う金額に増額するとともに、必要な財政上の措置を講じられるよう、強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 3 月 14 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 西澤 啓文